

④ 公的住宅の提供支援 ※いずれも有償での入居となります

福島県営住宅

一般県営住宅の入居資格	①住宅に困窮していること(住宅困窮要件) ②現に同居し、または同居しようとする親族があること(同居親族要件) ③世帯の収入が、一定の金額以下*1であること(入居収入基準) ※1 一般世帯は15万8千円 裁量世帯(高齢者世帯・障がい者等世帯・子育て世帯等)は21万4千円 ④県税を滞納していないこと ⑤過去に県営住宅にすんでいた場合、現在家賃の滞納がないこと ⑥暴力団員でないこと
優先入居	子ども・被災者支援法に基づく「支援対象避難者」の方 ※「支援対象避難者」…平成23年3月11日時点で、中通り及び浜通り(避難指示区域を除く)に居住していた方で、現在避難されている方、避難先を変更される方などをいいます。 ①入居資格の緩和 ・避難元に持ち家がある方も応募できます(住宅困窮要件の緩和) ・単身での応募ができます(同居親族要件の緩和) ・母子避難など世帯分離して避難している場合、世帯全員の合計所得の2分の1の金額を合計所得額とみなします(入居収入基準の緩和) ②優先入居 特定の世帯*2のみが応募することができる「優先募集枠」に応募できます。 ※2 子育て世帯・高齢者世帯・障がい者世帯

各地区の県営住宅管理室にお問い合わせください。

問【県北地区】☎024-521-7991 【県中地区】☎024-935-1518 【県南地区】☎0248-23-1623  
 【会津地区】☎0242-29-5526 【相双地区】☎0244-26-5114 【いわき地区】☎0246-35-1733

UR賃貸住宅(基準月収額算定の特例) ※新規入居者向け

対象世帯	福島県が実施する民間賃貸住宅家賃補助の対象者で、UR賃貸住宅の入居資格(収入要件以外)を満たす世帯
特例の内容	入居審査の際に行う収入要件の緩和を行います。 【通常】家賃の4倍または33万円以上の月収(単身の方は家賃の4倍または25万円以上の月収)ただし、家賃が20万円を超える場合は、一律40万円以上の月収 【特例】家賃から福島県の家賃補助額分を引いた額で入居審査を行います。 (例えば、家賃7万円の場合、通常28万円以上の月収が必要となりますが、家賃補助分3万円を差し引きますので、16万円に緩和されます。)
特例の利用方法	民間賃貸住宅家賃補助事業で福島県が発行する「収入要件事前確認結果通知」を持参の上、入居を希望する住宅の最寄りのUR営業窓口にお問い合わせください。 ※福島県に「福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金収入要件事前確認依頼書」を提出する際、余白にUR賃貸住宅に申し込みをする旨を記載してください(平成29年2月28日まで受付します)。

問 ●民間賃貸住宅家賃補助について  
 福島県民賃等補助金事務センター ☎0800-800-0218、0800-800-0261、0800-800-0273

●UR賃貸住宅をお探しの方



キビタンと行く - vol.4 -  
 ほっとふくしま

このコーナーでは、キビタンが見つけた魅力的で新しい「ふくしまの今」をご紹介します。



南相馬市 「HARIOランプワークファクトリー小高」  
 ガラス工房&ギャラリーショップオープン



「HARIOランプワークファクトリー小高」は、南相馬市にボランティアに来ていたガラスメーカー「HARIOランプワークファクトリー(株)」のガラス職人との出会いがきっかけで、昨年8月に生産拠点のひとつとして開設されました。そして今年6月、ガラス細工製品の加工・販売だけでなく、体験も行える工房兼ギャラリーショップが誕生。現在、20代から60代の女性9名が勤務しています。この施設は、原発事故により全住民が避難を余儀なくされた南相馬市小高区に、女性たちが働ける場を作りたいという思いから生まれました。人気のガラス細工体験は、60分でペンダントヘッド(「葉っぱ」または「しずく」)を作ることが可能(事前予約制/1回2,000円)。これを機に、小高を訪れてみてはいかがでしょうか。

問 HARIOランプワークファクトリー小高 ☎0244-26-4525

編集後記 本紙はこのたび第50号を迎えました。記事をご提供いただいた方々、取材にご協力いただいた方々、お読みいただいた方々、皆さまに感謝いたします。これからも、ふくしまの「今」(光の部分も、影の部分も)を正しく、分かりやすく伝えていきます。願わくは、より強く確かな光をお伝えできるように、今後ともどうぞよろしくお願い致します。【モモ】

故郷とあなたをつなぐ情報紙

ふくしまの今が分かる

発行：福島県庁  
 避難者支援課  
 ☎024-523-4250



新聞 拡大版

平成28年12月19日(月) vol.50

「ふくしまの今が分かる新聞」では、県内外に避難されている皆さまや被災者・避難者支援に携わる多くの方々へ、避難者支援の取組や福島の復興に向けた動きなど「ふくしまの今」が分かる情報をお届けします。



1 おおちゃん興き上がり小法師(大熊町) 2 会津農林高校早乙女踊(ふるさとの祭り2016) 3 そば畑(南会津) 4 ふくしま感謝のタベレセプション ~日本一のふくしまの酒で交わす絆~(ニューヨーク)

特集 ①「知事の思い」～避難されている皆さまへ～  
 ②“新生ふくしま”の復興と飛躍に向けた取組

ふくしま復興ステーション



除染の状況、食の安全・安心に向けた取組、ふくしまを応援する方々の活動など、復興の姿を分かりやすくお届けします。

ふくしま復興ステーション



「ふくしまの今が分かる新聞」の最新号及びバックナンバーは、県のホームページからもご覧になれます。ダウンロードしてご利用ください。

[PC] 福島 今が分かる新聞

# 「知事の思い」 ～避難されている皆さまへ～



ふくしまからはじめよう。

## 知事からのメッセージ

県内外に避難されている皆さまに心から御見舞いを申し上げます。  
今年も残すところわずかとなりました。

復興・創生期間の元年となる今年は、双葉郡の地域医療を担うふたば復興診療所「ふたばりカーレ」の開所、環境の調査研究などの拠点となる環境創造センターの本格稼働のほか、川内村や葛尾村、南相馬市の一部地域を除く避難指示の解除、川俣町山木屋地区や飯館村の一部地域を除く来年3月の避難指示解除の決定など、地域の復興再生に向けた新たな動きが更に強まりを見せた1年となりました。

一方、避難地域の復興再生はもとより、根深く残る風評・風化対策などの課題も山積しており、福島復興はまだ途上にあるというのが率直な思いであります。

復興への道のりは「長い戦い」となりますが、一日一日を大切に一つ一つを積み上げながら前進を重ね、誰もが希望と誇りを持ってふくしまの実現のため、全力で取り組んでまいります。

発災から5年9か月が経過する今もなお、多くの方々が避難生活を続けておられる状況で、県といたしましても、お一人お一人のお気持ちを大切にしながら、皆さまの一日も早い帰還や、生活再建が果たされるよう、全身全霊で当たってまいります。

寒さ厳しき折、ご自愛ください。



内堀 雅雄 福島県知事



## 地域の現場が第一!

### 5月20日 磐城農業高等学校訪問(いわき市)

東日本大震災で校舎や実習施設に大きな被害があった磐城農業高等学校を訪問し、新校舎での授業の様子を視察したあと、生徒の代表6名と懇談しました。



内堀知事は生徒からの風評対策についての質問に対し、「実際に会って、自分の言葉でお話することで、相手に信頼していただくことができます。風評払拭には時間がかかりますが、諦めずにがんばりたいと思います」と話しました。

### 7月12日 川俣町及び檜葉町現地視察

東京電力福島第一原発事故で一部が避難指示区域となっている川俣町と昨年9月に避難指示が解除された檜葉町を訪問しました。



川俣町では、町役場の若手職員と意見交換をし、復興に向け町と県が一緒になって様々な課題を解決していくことの大切さについて話しました。

檜葉町では、天神岬スポーツ公園を視察し、「住民の皆さんがより安心して帰還できるよう、生活環境も含めたインフラ作りに県が広域自治体として今後も積極的に関わっていききたいと思います」と話しました。

## 「ふくしま記憶と未来体験アプリ」をリリースしました!

平成28年10月31日より、スマートフォン及びタブレット向けのAR(拡張現実)を活用した「ふくしま記憶と未来体験アプリ」の配信を開始しました。語り継ぐべき被災地域や復興を牽引する企業・団体の取り組みを紹介して、震災の記憶や、未来に向かうふくしまの姿を動画や写真でご覧いただけます。

QRコードを読み込むか、App Store、Google Playより「ふくしま体験」で検索してください。



## ふくしまからチャレンジはじめよう 内堀知事のページ

ホームページにて知事の定例記者会見の様子を動画でご覧いただけます。



福島県知事 内堀雅雄のページ 検索  
問 福島県庁 広報課 ☎024-521-7012

## 避難指示区域の変遷と帰還に向けた動き

### 避難指示解除等の推移

- 平成24年 1月31日 川内村帰村宣言
- 平成24年 3月31日 広野町としての避難指示解除
- 平成26年 4月 1日 田村市(都路地区)避難指示解除
- 平成26年10月 1日 川内村避難指示解除準備区域を解除  
居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し
- 平成27年 8月30日 南相馬市小高区等、川俣町山木屋地区、葛尾村での準備宿泊開始
- 平成27年 9月 5日 檜葉町避難指示解除
- 平成27年11月 1日 川内村の避難指示解除準備区域での準備宿泊開始
- 平成28年 6月12日 葛尾村避難指示解除
- 平成28年 6月14日 川内村避難指示解除
- 平成28年 7月12日 南相馬市居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除
- 平成28年 9月17日 富岡町での準備宿泊開始
- 平成28年11月 1日 浪江町での準備宿泊開始
- 平成29年 3月31日 飯館村居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除予定  
川俣町居住制限区域、避難指示解除準備区域を解除予定

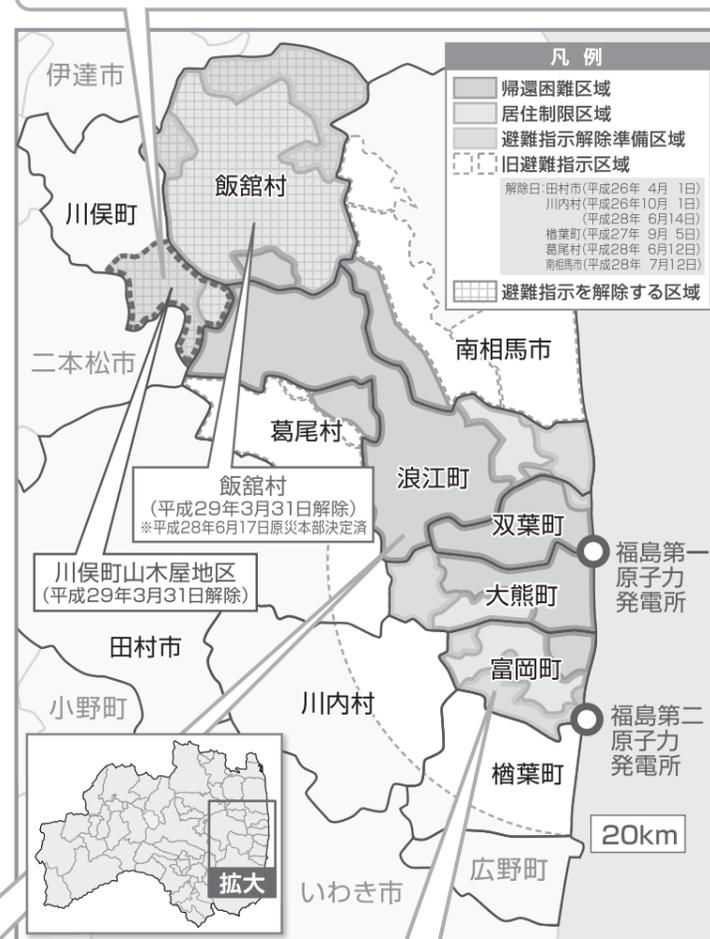
### 川俣町 山木屋診療所が再開

平成28年10月、震災以降休診していた「川俣町国民健康保険山木屋診療所」が再開しました。震災前と同じく「済生会川俣病院」が指定管理者として管理運営いたします。地区住民の皆さま方が安心して生活再建できるよう、医師・看護師・スタッフ一同、診療にあたります。



- 名称 川俣町国民健康保険山木屋診療所
- 住所 川俣町山木屋字大清水2
- 所長 大庭 敬(済生会川俣病院副院長)
- 診療科 内科
- 診療時間 月曜日 午後2時～午後4時  
水曜日 午前9時～正午

※当の間は、暫定的に左記診療日時となります。



## 復興ツーリズムパンフレット「相双の歩き方」

相双地方観光DC推進委員会では、震災から5年を迎える福島県相双地方を実際に見ていただくためのガイドブック「相双の歩き方」を発行しました。相双地方へのアクセス、訪問時に注意すべき点、復興商店街など、お立ち寄りいただきたいスポットを掲載しております。

福島県相双地方振興局のホームページからダウンロードいただくか、相双管内市町村等でも入手することができます。



相双の歩き方 検索

### 浪江町 仮設商店街「まち・なみ・まるしえ」

平成28年10月27日、浪江町役場南側に仮設商業共同店舗施設「まち・なみ・まるしえ」がオープンしました。

震災後、浪江町では食料品などを調達できるお店がコンビニエンスストア1店舗しかありませんでしたが、新鮮食料品、日用雑貨品等の小売店舗、飲食店、クリーニングの取次店など10店舗が入居する「まち・なみ・まるしえ」がオープンしたことで、住民の利便性が向上しました。

愛称「まち・なみ・まるしえ」は町民や町出身の方からの公募で決定し、「まち」には街並み・待ち合わせ、「なみ」には浪江、「まるしえ」には市場の意味が込められています。



### 富岡町 富岡町立とみおか診療所開所

富岡町立とみおか診療所は10月1日より診療を開始しました。診療科目は、内科・外科・精神科で、今年度の診療時間は木・金・土曜日の午前9時～午後12時30分、午後1時30分～午後5時です。



### 富岡町 複合商業施設「さくらモール とみおか」

「さくらモール とみおか」が11月25日に一部オープンしました。ダイユーエイト、地元飲食店、ATMが営業を開始しました。来春には食料品スーパーやドラッグストアが営業開始予定です。



① 福島国際医療科学センター

平成28年度  
(全面稼働開始)



福島市

② 福島再生可能エネルギー研究所

平成26年4月  
(供用開始)



郡山市

③ 会津大学復興支援センター  
(先端ICTラボ)

平成27年10月  
(供用開始)



会津若松市

④ 福島医療機器開発支援センター

平成28年11月  
(開所)



郡山市

⑤ 浮体式洋上風力発電実証研究

平成26年～ (第二期)



福島県沖

避難地域・再生可能エネルギー復興支援プロジェクト

平成29年度 (発電開始予定)



避難解除区域等

特集②

# “新生ふくしま”の復興と飛躍に向けた取組

誰もが安心して住み、訪れる  
“ふくしま”

世界モデルの技術と産業構造を持つ  
“ふくしま”

みんなが誇りに思う、ふるさと  
“ふくしま”



ふくしまからはじめよう。

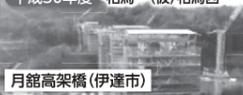
2020東京オリンピック・パラリンピックホストタウン

平成28年～ 事前合宿、交流などを通じてスポーツ振興・地域の活性化などに取り組む



相馬福島道路の整備

各区間の完成予定年度  
平成28年度 (仮)相馬西～(仮)阿武隈東  
平成29年度 (仮)阿武隈東～(仮)霊山  
平成30年度 相馬～(仮)相馬西



月館高架橋 (伊達市)

常磐自動車道の全線開通

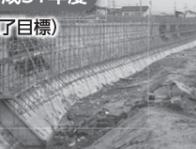
平成27年3月



いわき中央IC～広野IC  
平成32年度末までに4車線化を目指す

海岸堤防等の復旧

平成31年度 (完了目標)



相馬港のLNG基地等整備

平成30年 (操業開始予定)



LNG基地とパイプライン(40km)

南相馬市大町地域商業施設  
おまちマルシェ

平成28年4月 (開店)



南相馬市

常磐線の運転再開

平成31年度末まで (全線開通見込)



JR常磐線再開状況

- 広野～竜田駅間 [再開] (平成26年6月1日)
- 小高～原ノ町駅間 [再開] (平成28年7月12日)
- 相馬～浜吉田駅間 [再開] (平成28年12月10日)
- 浪江～小高駅間 [再開見込] (平成29年春)
- 竜田～富岡駅間 [再開見込] (平成29年内)
- 富岡～浪江駅間 [再開見込] (平成31年度末まで)

福島県立医科大学  
新医療系学部

平成33年 (開設予定)



福島市

福島大学  
農学系教育研究組織

平成31年春 (開設目標)



福島市

白河小峰城の復旧

平成30年度 (完了目標)



白河市

復興公営住宅の整備

平成26年11月～ (順次入居開始(県営))



いわき市宮沢団地

最新石炭火力発電 (IGCC)

平成32年 (稼働予定) 合計100万kw規模



いわき市・広野町

小名浜港の機能強化

平成32年度 (供用開始目標)



国際パーク戦略港湾として東港等を整備

公設商業施設「ひろのてらす」

平成28年3月 (開店)



広野町

ふたば未来学園高校開校

平成27年4月



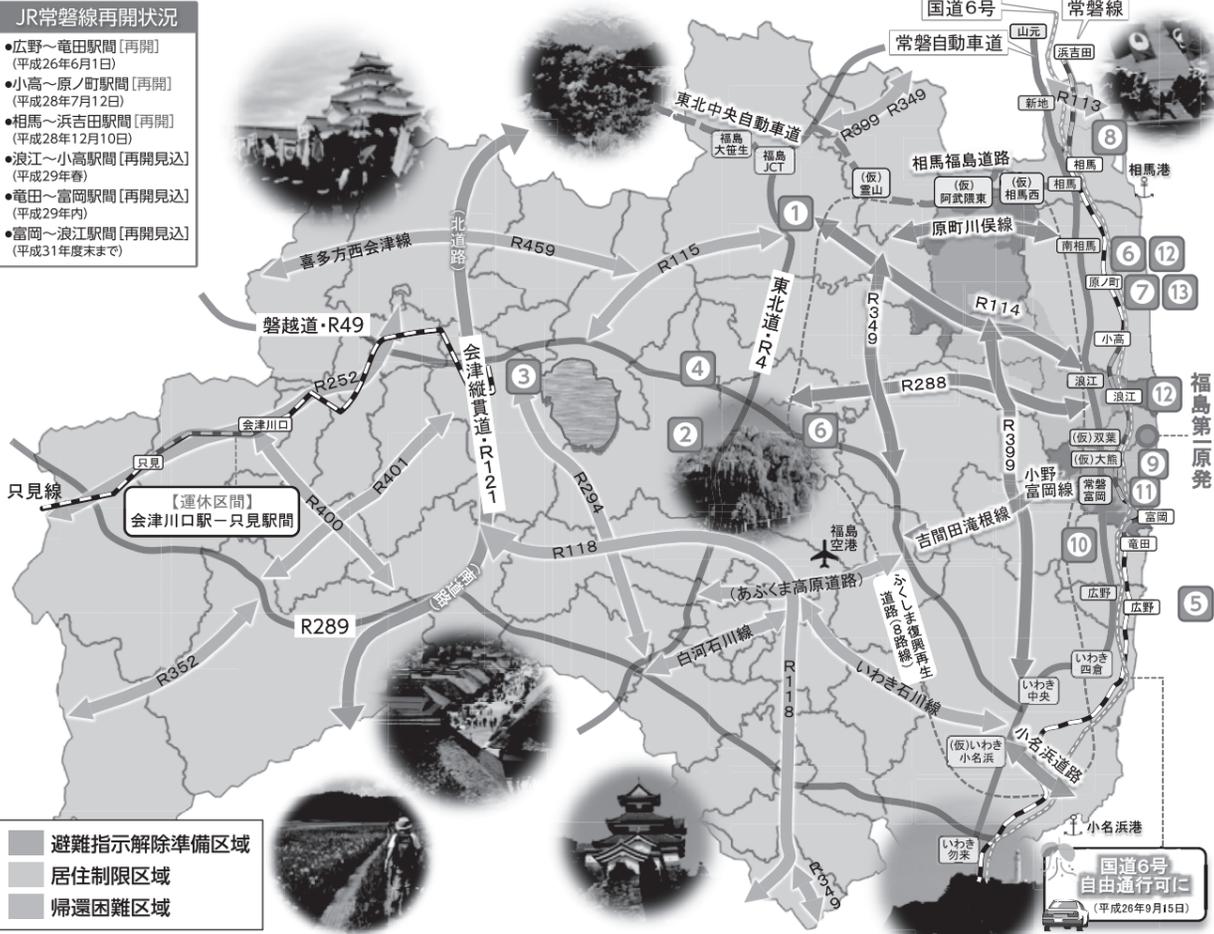
入学式の様子

Jヴィレッジの再開

平成31年4月 (平成30年夏に一部営業再開)



東京五輪の合宿地として期待



- 避難指示解除準備区域
- 居住制限区域
- 帰還困難区域

目指す姿

国際的先進地との連携

再エネ導入推進

最先端医療 県民の健康増進

関連産業の集積

雇用の創出

⑥ 環境創造センター (三春・南相馬)

平成27-28年度 三春町 環境創造センター本館 (平成27年10月開所)

平成28年7月21日 グランドオープン

平成27年11月 (供用開始) 南相馬市

環境放射線センター

交流棟「コミュニティ福島」展示室全体俯瞰イメージ

目指す姿

環境回復・創造

調査・研究 情報発信

環境教育・交流

IAEAとの連携

目指す姿

廃炉の加速化

関連産業の集積

雇用の創出

⑬ 国際産学官共同利用施設 (ロボット)

平成28年～ (平成28年～設計等開始)

南相馬市

浜通り地域 イノベーション・コースト構想

- ロボット研究・実証拠点
- 国際産学連携拠点
- スマート・エコパーク
- エネルギー関連産業プロジェクト
- 農林水産プロジェクト
- アーカイブ拠点施設

⑨ 大熊分析・研究センター (放射性物質分析・研究施設)

平成29年 (一部運用開始予定)

大熊町 (第一原発周辺)

⑩ 櫛葉遠隔技術開発センター (モックアップセンター)

平成28年4月 (全面運用開始)

櫛葉町

⑪ 廃炉国際共同研究センター 「国際共同研究棟」

平成29年4月 (開所予定)

富岡町

⑫ ロボットテストフィールド

平成28年～ (平成28年～設計等開始)

南相馬市・浪江町

⑬ 国際産学官共同利用施設 (ロボット)

平成28年～ (平成28年～設計等開始)

南相馬市

# 原子力損害賠償について

## ① 東京電力への問い合わせ先について

東京電力は、原子力損害賠償の請求手続きについて、相談窓口やコールセンターを開設しております。お問い合わせや請求書類のご請求については、下記連絡先までご連絡ください。

◆原子力損害賠償全般に関する問い合わせ（平日：午前9時～午後7時 土日祝日：午前9時～午後5時）

福島原子力補償相談室（コールセンター） ☎0120-926-404

◆土地・建物・家財の賠償に関する問い合わせ（「住居確保に係る費用の賠償」に関する問い合わせ）

（平日：午前9時～午後7時 土日祝日：午前9時～午後5時）

福島原子力補償相談室（土地・建物・家財専用ダイヤル） ☎0120-926-596

◆耳の不自由な方からのFAXによる問い合わせ

福島原子力補償相談室（専用FAX受付番号） ☎0120-722-251

## ② 各種相談窓口について

### ① 県

◆原子力損害の賠償等に関する問い合わせ窓口

☎024-521-8216（平日：午前8時30分～午後5時15分）

県の職員が対応します。なお、弁護士による電話での法律相談を毎週水曜日の午後1時～午後5時に同じ電話番号で実施しています。

◆原子力損害賠償に関する巡回相談

弁護士や不動産鑑定士による巡回相談を実施しています。

事前予約制となりますので、ご利用を希望される方は、下記のご案内をご覧の上、上記の県問い合わせ窓口までご連絡ください。



### 弁護士による巡回法律相談

県では、福島県弁護士会と連携し、弁護士による無料の法律相談を実施しています。原子力損害賠償に関する不明な点やお困りの点などがある方は、気軽にご利用ください。

平成29年1月から3月までの日程等については、次の表のとおりです。

市町村	実施日	実施会場（住所）
伊達市	1月13日（金）	福島県伊達合同庁舎 1階 会議室（伊達市保原町大泉字大地内124）
福島市	3月 3日（金）	福島県自治会館 1階 101会議室（福島市中町8-2）
郡山市	2月15日（水）	福島県郡山合同庁舎 南分庁舎 2階 第4会議室（郡山市麓山1-1-1）
白河市	1月19日（木）	白河商工会議所 2階 交流室（白河市道場小路96-5）
会津若松市	2月 2日（木）	福島県会津若松合同庁舎 本館 3階 地域連携室（会津若松市追手町7-5）
南会津町	2月 8日（水）	福島県南会津合同庁舎 4階 会議室（南会津町田島字根小屋甲4277-1）
南相馬市	2月10日（金）	南相馬市労働福祉会館 会議室1（南相馬市原町区北町537）
いわき市	1月17日（火）	福島県いわき合同庁舎 本庁舎 4階 中会議室（いわき市平字梅本15）
	2月23日（木）	

※太枠内の開催については、不動産鑑定士による巡回相談と同時開催となります。

※平成29年4月以降の開催については、県問い合わせ窓口（☎024-521-8216）までお問い合わせください。

### 不動産鑑定士による巡回相談

県では、東京電力による宅地・建物に関する損害賠償手続きについて、福島県不動産鑑定士協会と連携し、個人を対象とした不動産鑑定士による無料の相談を実施しています。

相談できる内容	◎宅地・建物の賠償金の見方や算定方法について ◎宅地・建物の「現地評価」を選択するかどうかについて ※不動産鑑定士が、評価額を算定したり、賠償額を示したりするものではありません。
ご持参いただく資料	【必須】東京電力から送付される「宅地・建物・借地権賠償金ご請求書②」一式 写真、建築図面、工事請負書等 相談対象の宅地・建物の状況が分かる資料

※宅地・建物等の損害賠償請求手続きを開始するためには、①南相馬市及び川俣町以外の市町村については、市町村から送付された「平成22年度固定資産課税情報」、②南相馬市及び川俣町については、市町村から送付された「委任状」を東京電力に送付する必要があります（川俣町の場合、請求者が直接取得した「平成22年度固定資産課税情報」を送付することも可）。

平成29年1月から3月までの日程等については、次の表のとおりです。

市町村	実施日	実施会場（住所）
福島市	1月18日（水）	福島県自治会館 3階 特別会議室（福島市中町8-2）
	3月 3日（金）	
郡山市	2月15日（水）	福島県郡山合同庁舎 本庁舎 地下1階 第5会議室（郡山市麓山1-1-1）
会津若松市	2月 2日（木）	福島県会津若松合同庁舎 本館 3階 会議室（会津若松市追手町7-5）
南相馬市	1月19日（木）	南相馬市労働福祉会館 会議室1（南相馬市原町区北町537）
	2月10日（金）	
いわき市	2月23日（木）	福島県いわき合同庁舎 本庁舎 4階 小会議室（いわき市平字梅本15）

※太枠内の開催については、弁護士による巡回法律相談と同時開催となります。

※上記以外の日程についても、ご要望があれば個別に相談に応じます。詳細は県問い合わせ窓口（☎024-521-8216）までお問い合わせください。

※平成29年4月以降の開催については、県問い合わせ窓口（☎024-521-8216）までお問い合わせください。

### ② 国

◆文部科学省（原子力損害賠償対策室〈原子力損害賠償制度や原子力損害賠償紛争審査会に関すること〉）

☎03-6631-9993（平日：午前9時30分～午後6時15分）

◆経済産業省資源エネルギー庁（原子力損害対応室）

☎03-3501-1511（平日：午前9時30分～午後6時15分）

### ③ 原子力損害賠償紛争解決センター

原子力事業者に対する損害賠償請求について、和解の仲介により円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

☎0120-377-155（平日：午前10時～午後5時）

第一東京事務所	東京都港区西新橋1-5-13（第8東洋海事ビル 9階）	
第二東京事務所	東京都港区西新橋1-5-11（11東洋海事ビル 5階）	
福島事務所	福島県郡山市方八町1-2-10（郡中東口ビル 2階）	
	県北支所	福島市霞町1-52（福島市市民会館 503号室）
	会津支所	会津若松市一箕町松長1-17-62
	いわき支所	いわき市平字堂根町1-4（いわき市文化センター 第2会議室）
相双支所	南相馬市原町区本町2-1（南相馬市役所北庁舎 2階）	



### ④ 原子力損害賠償・廃炉等支援機構

◆電話による無料の情報提供・個別相談

行政書士が賠償請求に関する情報提供を行います。また、弁護士による個別相談を事前予約制で行います。

○実施日 火曜日・木曜日：午前10時～正午

☎0120-013-814（月曜日～土曜日：午前10時～午後5時〈年末年始を除く〉） ※情報提供・個別相談予約とも同じ

◆福島県内外における無料個別相談会

○相談時間 1回につき1時間

○実施日・会場等 詳しくは、下記問い合わせ先に連絡いただくか、WEBサイトをご覧ください。

☎0120-330-540（毎日：午前9時30分～午後5時〈年末年始を除く〉）

原子力損害 支援機構 相談会

検索



## ① 応急仮設住宅(仮設・借上げ住宅)の供与期間について

東日本大震災に係る応急仮設住宅の供与期間については、次のとおりです。

### 1 供与期間の延長について

下記の市町村(区域)から避難されている方は、平成30年3月末まで供与期間が延長となります。

- 檜葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域
  - 南相馬市の避難指示区域及び旧避難指示区域(平成28年7月12日に避難指示が解除された区域)
  - 川俣町の避難指示区域
  - 川内村大字下川内字貝ノ坂及びび字荻の全ての区域(平成28年6月14日に避難指示が解除された区域)
- ※避難指示区域とは、平成28年7月15日時点の帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を指します。

### 2 平成30年4月以降の供与について

- 檜葉町から避難されている方 → 平成30年3月末をもって終了となります。  
※自宅建築・修繕等の工期の関係で、住宅の再建が完了しない世帯につきましては、個別に延長することを検討しております。
- 檜葉町以外の上記市町村(区域)から避難されている方  
避難指示の解除の見通しや、解除後の住居確保の状況などを見据えながら、今後判断します。取扱いにつきましては、改めてお知らせします。

### 3 ①、②以外の市町村(区域)から避難されている方

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与は、平成29年3月末をもって終了となります。

問 福島県 被災者のくらし再建相談ダイヤル ☎ 0120-303-059  
(月曜日～金曜日:午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く))

## ② 福島県ふるさと住宅移転(引越し)補助金について

東日本大震災により、応急仮設住宅等に入居していた方が、自宅等への移転をした場合に要した費用について、補助金を交付します。

対象世帯 ※平成29年3月31日までに完了する自宅等への移転が対象となります ← ご注意ください!!

避難指示区域外(平成27年10月1日現在)から避難しており、県内外の応急仮設住宅等から、県内(県内避難世帯は避難元市町村)の自宅等へ移転した世帯。

応急仮設住宅等	建設型仮設住宅、借上げ住宅・公営住宅等のみ なし仮設住宅、その他自治体の支援により無償 提供されている住宅	自宅等	避難前住居、新たに建設・購入・賃貸する住宅、 災害公営住宅(地震・津波被災者向け)、その他 公営住宅等
---------	---	-----	---

○避難指示区域(平成27年10月1日現在)からの避難世帯、市町村で実施している移転費用の補助を含む事業の対象世帯、応急仮設住宅等の不適正利用が認められる世帯については対象外となります。

補助額 ※( )内は単身世帯の額

● 県外からの移転 10万円(5万円) ● 県内からの移転 5万円(3万円)

### 必要書類

申請書様式は県避難者支援課HP、県地方振興局企画商工部、各市町村窓口を設置しております。

### 申請期限

- ① 避難元市町村への応急仮設住宅退去等確認書(第2号様式)の提出期限  
自宅等への移転完了日から3カ月を経過した日の属する月の15日
  - ② 県への補助金申請期限(期限日までの消印有効)  
自宅等への移転完了日から3カ月を経過した日の属する月の末日
- ※その他、申請方法や添付書類等の詳細については、県のWEBサイトに掲載しております。  
「福島県ふるさと住宅移転補助金の交付について(補助金申請要領)」をご確認ください。

問 福島県 被災者のくらし再建相談ダイヤル ☎ 0120-303-059  
(月曜日～金曜日:午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く))

福島県移転支援

検索



## ③ 民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金について

### 対象世帯

応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、収入要件を満たし、供与期間終了後も民間賃貸住宅等で避難生活を継続することが必要な世帯(県内避難者については、避難の継続が必要な妊婦・18歳以下の子どもがいる世帯、指定難病や障がい[障害等級第1級、第2級]のため避難先の特定の病院での治療を必要とする世帯)。

※避難指示区域(平成27年6月15日時点)からの避難世帯、原子力損害賠償(住宅確保給付金及び家賃に係る賠償)の対象世帯は対象外となります。  
※収入に応じた家賃設定をしている公営住宅については対象外となります。

### 収入要件

「世帯全体の所得」- (38万円×同居者数) ÷ 12月 ≤ 214,000円/月

※ただし、母子避難などの二重生活世帯は、「世帯全体の所得」を1/2として取り扱います。

### 補助対象期間

平成29年1月から平成31年3月まで

※制度を公表した平成27年12月25日以降に賃貸借契約を締結した住宅を対象とします。

### 補助内容(①+②)

① 初期費用	定額10万円	
② 家賃	1年目(平成29年1月分から平成30年3月分まで)	2年目(平成30年4月分から平成31年3月分まで)
	家賃の1/2(上限月3万円)	家賃の1/3(上限月2万円)

### 申請書類と受付時期

補助金交付申請 → 補助金交付申請書(第3号様式)

平成28年10月3日より受付中。

※その他、申請方法や必要書類等については、県のWEBサイトをご確認ください。

問 福島県民賃等補助金事務センター申請支援窓口

☎ 0800-800-0218、0800-800-0261、0800-800-0273

福島県家賃支援

検索



## 交付申請書の記入等における留意点・補助金額の算定について

交付申請書ご記入の際に注意していただきたい点や補助金額の算定について解説します!



### 交付申請書の記入等における留意点

表面

第3号様式(第8条関係) 平成 年 月 日  
福島県知事

原則として、応急仮設住宅等の供与終了時点又は退去時点で入居していた応急仮設住宅等の世帯主である契約者、又は、使用許可を受けている方(契約者が先に退去した場合は、供与終了又は退去時点の入居者(世帯の代表者))

申請者(応急仮設住宅等の世帯主等)  
ふりがな  
氏名  
現住所(被災時住所)  
電話番号

福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付申請書  
下記の事由により、福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき関係書類を添えて申請します。 記

1 避難生活の継続の必要性  
該当する□に✓を記入してください。(複数選択可)

- (1) 放射線に不安があるため。
- (2) 妊婦(申請書提出時点)がいるため。
- (3) 18歳以下(平成28年10月1日時点)の子どもがいるため。
- (4) 避難生活の長期化に伴い、指定難病や障がい(障害等級第1級、第2級)のため避難先の特定の病院での治療を必要とする家族がいる(申請書提出時点)ため。

2 転居の必要性  
(応急仮設住宅等の住宅を個人で賃借して(貸主との賃貸借契約に切り替えて)避難を継続する世帯は記入不要です。)  
最後に居住していた応急仮設住宅等が所在する都道府県内(福島県内での避難世帯は避難先の市町村内。東京都、神奈川県、埼玉県への避難世帯は関東地方内)における転居の必要性について、該当する□に✓を記入してください。「(6) その他」は具体的に記入してください。(複数選択可)

- (1) 住宅が手狭になったため。
- (2) 通院・通学のため。
- (3) 家賃が低廉な住宅に移るため。
- (4) 貸主の都合のため。
- (5) 身の危険があるため。
- (6) その他 ( )

県内避難の世帯は、(2)から(4)のいずれかにも必ず✓を記入してください。

「(6) その他」に✓を記入したときは、( )の中に転居の必要性を具体的に記入してください。

次ページへ続きます

3 収入要件

- 該当する□に✓を記入してください。
- 「月額所得 21 万 4,000 円以下」である。→民間賃貸住宅等家賃補助事業への申請可。
- 母子避難、又は父子避難であり、二重生活世帯である。→裏面の留意点を参照。

(参考) 申請者使用欄「月額所得確認用」

**注意:人数の出し方**

世帯全員の年間所得	-	同居者控除 (応急仮設住宅 入居者数から 代表者1名を 除く人数) ②38万円×人	÷	③12か月	=	月額所得 (①-②)÷③
①合計	円					円

応急仮設住宅の入居世帯の構成員、別に生活している同一生計の家族(配偶者、扶養家族など)のうち、19歳以上(平成28年10月1日時点)の平成28年度所得証明書(平成27年分)の「合計所得金額」(各種控除後の所得金額)の合算額を記入してください。(ただし、福島県内に夫がいる母子避難等の二重生活世帯は、その額を2分の1した金額)

交付申請額「(下記①+②) 円」には、①初期費用10万円と②家賃等の「計 円」の合計金額を記入してください。くれぐれもお間違えのないよう、ご注意ください。

裏面

留意点

市区町村長発行の平成28年度所得証明書(平成27年分)に記載された各種控除後の所得金額について、世帯全員分を合計した金額を①に記入。  
ただし、上記1(3)で「18歳以下の子どもがいるため」にチェックをし、母子避難又は父子避難の二重生活世帯に該当している場合は、世帯全体の年間所得を2分の1した金額(1円未満の端数は切捨て)を①に記入。

4 福島県ふるさと住宅移転支援事業(引越補助)への申請状況(平成28年8月17日時点)(福島県内で避難を継続する妊婦・子ども世帯のみ回答してください。)

- 該当する□に✓を記入してください。
- (1) 引越補助の交付決定を受けた。…交付決定額から引越補助(初期費用分)を減額。
- (2) 引越補助の申請中である。…交付決定額から引越補助の交付決定額を減額。
- (3) 引越補助の申請をしない。…交付決定額の減額なし。

5 避難を継続する民間賃貸住宅等

所在地、及び種別	所在地 該当する□に ✓を記入。	別紙契約書(写し)のとおりに <input type="checkbox"/> (1) 民間賃貸住宅 <input type="checkbox"/> (2) 雇用促進住宅 <input type="checkbox"/> (3) UR賃貸住宅 <input type="checkbox"/> (4) 公営住宅(収入に応じた家賃設定ではない住宅) <input type="checkbox"/> (5) その他( )
契約日	平成 年 月 日	
入居日	平成 年 月 日	
交付申請額	(下記①+②) 円	
①初期費用 10万円	②家賃等(住宅の賃貸借契約に記載された家賃、共益費、駐車場代のみ) 計 円	
(内訳) ①: □に✓ を記入。 ②: 合計額 を記入。	※平成29年1月分~平成30年3月分 補助 月額上限3万円まで ※平成30年4月分~平成31年3月分 補助 月額上限2万円まで (参考: 計算式) 申請者使用欄「家賃等分の交付申請額の確認用」 ※次の空欄には家賃等の月額と月数を記入。 「入居月 円×1/2(日割を含む。以下、1円未満切捨。)」 + 「入居翌月分~H30.3月分: 月額 円×1/2× 月」 + 「H30.4月分~H31.3月分: 月額 円×1/3× 月」	

入居日の年月日は、住宅の賃貸借契約書の契約期間「始期」、「入居日」になります。

初期費用の✓を忘れずに記入してください。

計算結果を記入してください。

注意

【補助金振込口座】※補助金申請者と同一名義の口座とすること。

金融機関(銀行等)名	
支店名	本店 ( )支店
預金種別	普通 当座
口座番号	
(ふりがな) 預金者名義	

【同意事項】

- 本申請書に疑義がある場合、追加の関係書類の提出等を求めること。
- 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたことがわかった場合は、補助金交付決定を取り消し、また補助金を返還すること。
- 当該補助金を重複して申請しないこと。

「補助金の振込口座が確認できる預金通帳の写し」を添付する際は、口座番号、口座名義(カナ部分)、本支店名が確認できるようにして提出してください。

住宅の賃貸借契約書に記載された家賃、共益費、駐車場代の1ヵ月当たりの合計額を記入してください。

補助金額の算定について

○補助金交付申請 → 補助金交付申請書(第3号様式)  
申請書を受理した月の家賃等から補助対象金額を算定します。  
ただし、民間賃貸住宅等の賃貸借契約の締結日から起算して3ヵ月後の属する月の末日までに県が書類を受理した場合(期限内必着)は、平成29年1月分の家賃等から補助対象金額を算定することができます。  
このとき、受理期限は、平成29年6月30日を超えてはありません。

(例)平成29年3月31日に民間賃貸住宅の賃貸借契約を締結した場合  
→平成29年6月30日までに補助金申請に必要な書類をすべて提出(必着)  
なお、平成28年12月31日以前に民間賃貸住宅等の賃貸借契約を締結した場合の受理期限は、平成29年3月31日とします。



問 福島県民賃等補助金事務センター申請支援窓口(福島県生活拠点課)

(通話料無料。月曜日~金曜日:午前9時~午後5時(祝日・年末年始を除く))

☎0800-800-0218、0800-800-0261、0800-800-0273

Q & A 福島県民間賃貸住宅等家賃補助事業補助金についてよくある質問をまとめました。

Q1 申請書類の作成に当たって、留意すべき点を教えてください。

- A ①世帯の所得について、夫婦は別に生活している場合でも同一生計者とみなしますので、住民票謄本及び所得証明書の提出をお願いします(離婚調停中を含みます)。
- ②補助金の交付は、提出された補助金の交付申請書(第3号様式)を県が審査の上、交付決定した後にいきます。

※初期費用10万円の補助は、交付決定後、速やかに行います(平成29年1月以降)。

※家賃等の補助は、交付決定者(申請者)から平成29年1月分から起算して3ヵ月分ごとに家賃等の支払い実績の分かる書類(領収書等)を添付の上、請求書(第8号様式)を県へ送付していただいた後に交付します。

Q2 申請書類の提出に当たって、留意すべき点を教えてください。

A 今後のお住まいの確保や補助金交付申請などの各種手続きはお早めに!

- 平成29年3月31日が近づくにつれて、補助金の交付申請件数が増え、交付の審査に時間がかかるものと想定されます。
  - 福島県民賃等補助金事務センターを開所した平成28年9月29日から11月25日まで(約2ヵ月間)で800件を超える問い合わせをいただいております。
  - この補助金は、民間賃貸住宅等の賃貸借契約を締結した後の申請となりますので、申請の準備に時間がかかることや手続きに係る問い合わせが混み合うことを想定の上、お早めにお手続きください。
- ※補助金の申請等でご不明な点は、お気軽に「福島県民賃等補助金事務センター」へお問い合わせください。



避難先を変更、避難を終了される方へ

転居先をご連絡ください!!

避難先を変更された場合や、避難を終了された際には、必ず避難先・避難元の両市区町村へご連絡ください。現在お届けしているお知らせなどを、正しい住所にお届けするとともに、避難されている方の避難先や人数を正しく把握するために必要となります。

なお、避難をしていることをまだ両市区町村へご連絡されていない方につきましても、忘れずにご連絡ください。ご連絡いただくことで、避難元の市町村から様々なお知らせをお届けできるようになります。

また、お知らせなどの送付が不要になった場合については、下記までご連絡ください。

問 福島県庁 避難者支援課 ☎024-523-4250